

免許法認定通信教育の受講費用補助に係る実施要綱

平成27年5月20日

27教人選第157号

(目的)

第1条 この要綱は、教員が勤務時間外において職務と密接な関連を有する免許法認定通信教育の受講及び大学の通信教育課程の履修を支援するために必要な事項を定めることにより、特別支援学校教諭免許状（以下「免許状」という。）の取得の促進や、教員の特別支援教育に関する専門性の向上を図り、もって特別支援教育の質的向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 免許法認定通信教育 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第45条に規定する免許法認定通信教育をいう。
- (2) 大学 免許法認定通信教育を開設している大学及び通信教育課程において特別支援学校教諭一種免許状又は二種免許状の認定課程を有する大学をいう。
- (3) 教員 主幹教諭、指導教諭、教諭並びに東京都立学校の管理運営に関する規則（昭和35年教育委員会規則第8号）第10条の3及び各区市町村教育委員会が定める区市町村立学校の管理運営規則に規定する主任教諭（他の道府県においてこれに相当する職を含む。）をいう。
- (4) 対象講座 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第7に規定する単位を修得できる大学の講座のうち、本要綱による受講費用補助の対象として募集を決定したものをいう。

(希望者の募集)

第3条 東京都教育委員会は、受講費用の補助を希望する教員を毎年度募集するものとする。

2 前項の規定による募集に応じることのできる者は、東京都教育委員会の任命に係る教員のうち、次の各号に掲げる要件全てに該当する者とする。ただし、東京都教育委員会が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 対象講座が、当該教員の職務と関連を有すること。
- (2) 勤務する学校において現に担当している児童・生徒が有する障害種に対応した領域が

定められた免許状を有していない者であること。

(3) 対象講座の単位を修得していない者であること。

(4) 補助を受けた後、引き続き1年以上教員として勤務する意思を有する者であること。

(5) 対象講座の受講及びそれに付随する自己啓発（職員が勤務時間外において行う能力開発）が職務の遂行に支障を及ぼすおそれがない者であること。

- 3 第1項の規定による募集に応じて受講を希望する教員（以下「希望教員」という。）は、本要綱の定めるところにより、免許法認定通信教育に係る受講費用補助申込書（別記様式第1号）その他東京都教育委員会が別に定める書類を、都立学校の場合は校長を経由して、区市町村立学校の場合は校長及び区市町村教育委員会を経由して東京都教育委員会に提出するものとする。

（校長の承認）

第4条 希望教員は、前条第3項の規定による申込みに当たり、あらかじめ校長の承認を受けなければならない。

- 2 校長は、希望教員が前条第2項に規定する要件全てに該当すると認めたときは、申込みを承認するものとする。

（対象者の決定）

第5条 東京都教育委員会は、第3条第3項の規定による申込みを受けたときは、当該希望教員を受講費用補助の対象者とするについて検討し、その結果を、都立学校の場合は校長を経由して、区市町村立学校の場合は区市町村教育委員会を経由して当該希望教員に通知するものとする。

- 2 前項の決定に当たり、対象講座にかかる受講費用が不明確なときは東京都教育委員会は希望教員に資料の提供を求めることとし、当該費用について希望教員から明示されない場合、当該明示されていない受講費用は補助しない。

（対象者の責務）

第6条 前条の規定による決定を受けた教員（以下「対象者」という。）は、対象講座の受講及びそれに付随する自己啓発が職務の遂行に支障を及ぼすことのないように努めるとともに、受講の目的を自覚して免許状の取得に努めなければならない。

- 2 対象者は、自らの責任により対象講座の受講の申込みを行い、大学の定めるところにより入学金及び授業料等を支払わなければならない。
- 3 対象者は、対象講座の単位修得を完了したときは、速やかに東京都教育委員会が定めるところに従って免許状を申請するとともに、受講の成果を最大限に特別支援教育へ還元するよう努めなければならない。

(対象者決定の取消し)

第7条 東京都教育委員会は、対象者が次のいずれかに該当する場合は、第5条の規定による決定を取り消すものとする。

(1) 次条の規定による届出をした場合

(2) 受講により職務の遂行に著しい支障が生じ、又は生じるおそれがあると東京都教育委員会が認める場合

(3) 第3条第2項(1)に定める要件を満たさなくなった場合

(4) 前3号のほか、この要綱の規定に違反した場合であって東京都教育委員会が必要と認める場合

2 東京都教育委員会は、前項の規定による取消しを決定したときは、原則として都立学校の場合は校長を経由して、区市町村立学校の場合は区市町村教育委員会を経由して、当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(受講の中止等の届出)

第8条 対象者は、受講を中止するとき、又は決定した受講期間内に対象講座を修了することができないことが明らかになったときは、速やかに、受講中止等届出書(別記様式第2号)を、都立学校の場合は校長を経由して、区市町村立学校の場合は校長及び区市町村教育委員会を経由して東京都教育委員会に提出しなければならない。

(補助の内容及び方法)

第9条 東京都知事(以下「知事」という。)は、対象者が、決定した受講期間内に対象講座を修了し、その単位を修得した場合には、東京都教育委員会が別に定める金額を上限として、同期間開始に当たり対象者が大学へ納入した入学料及び対象講座の授業料に相当する額を補助金として交付するものとする。

(補助金の交付決定及び交付)

第10条 対象者は、前条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、東京都教育委員会が別に定める期日までに補助金交付申請書(別記様式第3号)その他東京都教育委員会が別に定めた書類を、都立学校の場合は校長を経由して、区市町村立学校の場合は校長及び区市町村教育委員会を経由して提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による申請があったとき、及び前条に規定する免許状の取得を確認できたときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めた場合は、その交付を決定し、当該対象者に補助金を交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、都立学校の場合は校長を経由して、区市町村立学校の場合は区市町村教育委員会を経由して、その旨を当該対象者に

通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 知事は、対象者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又はこの要綱の規定に違反した場合であって必要と認めるときは、前条第2項の規定による決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(その他)

第12条

- (1) 主幹養護教諭、主幹栄養教諭、養護教諭、栄養教諭並びに東京都立学校の管理運営に関する規則(昭和35年教育委員会規則第8号)第10条の3及び各区市町村教育委員会が定める区市町村立学校の管理運営規則に規定する主任養護教諭及び主任栄養教諭については、教員に準じて取り扱う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、東京都教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月29日から施行する。

別記

様式第 1 号（第 3 条関係）

免許法認定通信教育に係る受講費用補助申込書			
年 月 日			
東京都教育委員会 殿			
所属			
職・氏名(フリガナ)			
職員番号			
免許法認定通信教育の受講費用補助に係る実施要綱（以下「要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。なお、補助を受けるに当たっては、同要綱の規定を遵守します。			
記			
生年月日	年 月 日		
対象講座 (○を 付ける。)		第 1 欄 特別支援教育の基礎理論に関する科目	
		第 2 欄 特別支援領域に関する科目（知的障害者を中心とする。）	
		第 2 欄 特別支援領域に関する科目（肢体不自由者を中心とする。）	
		第 2 欄 特別支援領域に関する科目（ を中心とする。）	
		第 3 欄 免許状に定められることとなる領域以外に関する科目	
教育機関		入学料	円※ 1
		授業料	円× 科目※ 1
目的	特別支援教育に係る専門性を一層高めつつ、職務上求められる特別支援学校教諭免許状を速やかに取得するため		
校長の 承認※ 2	申込者が要綱第 3 条第 2 項に該当するものと認め、要綱第 4 条第 2 項の規定に基づき、申込みを承認する。 校長（氏名）		

※ 1 （一財）東京都人材支援事業団のワーク・ライフ支援事業の資格取得等支援等、他の補助制度の利用と併せて本補助を受けることは禁止する。また入学料については、東京都教育委員会が定める方法により入学した場合に課される金額を上限とし、受講決定した年度に発生したものについてのみ補助する。

※ 2 校長は、上記職員が要綱第 3 条第 2 項各号に定める要件全てに該当すると認められる場合、氏名を記入すること。

様式第 2 号（第 8 条関係）

受講中止等届出書				
年 月 日				
東京都教育委員会 殿				
所属				
承認番号				
職・氏名(フリガナ)				
免許法認定通信教育の受講費用補助に係る実施要綱第 8 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。				
記				
対象講座 (○を 付け る。)		第 1 欄	対象者決定 年月日	年 月 日
		第 2 欄 知的領域		
		第 2 欄 肢体不自由領域		
		第 2 欄 領域		
		第 3 欄		
教育機関				
理由	※中止等の理由を記入すること。			
備考	※講座受講の所感や今後の自己啓発の予定、その他要望等あれば記入すること。			

補助金交付申請書

年 月 日

東京都知事 殿

所属
承認番号
職・氏名(フリガナ)
職員番号
住所（自宅）

免許法認定通信教育の受講費用補助に係る実施要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請額： 円
(入学科： 円、授業料： 円)

2 対象講座（受講した科目に○を付ける。）

	第1欄 特別支援教育の基礎理論に関する科目
	第2欄 特別支援領域に関する科目（知的障害者を中心とする。）
	第2欄 特別支援領域に関する科目（肢体不自由者を中心とする。）
	第2欄 特別支援領域に関する科目（ を中心とする。）
	第3欄 免許状に定められることとなる領域以外に関する科目

3 添付書類
(1) 支払金口座振替依頼書
(2) 成績通知書の写し 又は 学力に関する証明書の写し